

国民経済計算部会における主な審議内容と作成基準の変更箇所

| 課 題 | 主な審議内容 | 作成基準中の変更箇所 |
|---------------------------|--|---|
| 生産に貢献する非金融資産の範囲の拡充 | ・研究・開発(R&D)の資本としての記録 | 5 記録内容 (1)経常的取引に関する勘定 (2)資産や負債の蓄積に関する勘定 |
| | ・兵器システムの資本としての記録 | 5 記録内容 (2)資産や負債の蓄積に関する勘定 |
| | ・非金融資産分類の拡充・細分化 | 5 記録内容 (2)資産や負債の蓄積に関する勘定 |
| 金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充 | ・雇用者ストックオプションの雇用者報酬、金融資産としての記録 | 5 記録内容 (1)経常的取引に関する勘定 (2)資産や負債の蓄積に関する勘定 |
| | ・企業年金の年金受給権に係る記録の改善 | 5 記録内容 (1)経常的取引に関する勘定 (2)資産や負債の蓄積に関する勘定 |
| | ・金融資産分類の拡充・細分化 | 5 記録内容 (2)資産や負債の蓄積に関する勘定 |
| 一般政府部門に係る記録の改善 | ・一般政府と公的企業との間の例外的支払の記録の精緻化 [※] | — |
| 経済活動別分類、制度部門別分類の改善 | ・国際比較可能性を踏まえた経済活動別分類の設定 | 3 分類 (2)経済活動別分類 (3)財貨・サービス別分類 |
| | ・制度部門別分類の精緻化 [※] (金融機関の内訳分類、私立学校の分類変更) | — |

(※)「一般政府と公的企業との間の例外的支払の記録の精緻化」及び「制度部門別分類の精緻化」については、作成基準に変更を生じさせるものではない。なお、「制度部門別分類の精緻化」のうち「私立学校の分類変更」については、審議の結果、現行基準の取扱いを維持し、必要に応じて、次々回の基準改定に向けた作成基準の変更の機会に再度検討することが適当とした。